

公益社団法人都市シルバー人材センター就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人都市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する必要な事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげようとするものである。

- 2 会員は、就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別的取扱いを受けない。
- 3 就業を希望する会員に可能な限り就業機会を提供するために、就業期間を短期間で交替しても大きな影響のない職種については、短期間交替就業とする。また、請負業務及び派遣業務の職種別の就業期間については、理事長が別に定めることとする。

第2章 就業

(仕事の受注)

第3条 仕事の受注は、センターが一括して行うものとする。会員はセンターの作業指示に基づき、発注者と作業条件等の打ち合わせや見積りを行うものとする。

- 2 発注者から直接会員に仕事の発注があった場合には、就業する前に必ず事務局に連絡を入れるものとする。
- 3 発注者から就業前、就業中に発注内容の変更等の依頼があった場合は、その都度、必ず事務局に連絡を入れるものとする。

(受注の禁止)

第4条 危険かつ有害な作業及び重大な災害に結びつく恐れのある作業などは高齢者にふさわしい作業でないために、次の作業はセンターの請負、派遣事業として受注しない。

- (1) クレーン・フォークリフト・プレス機械等の重量機器の操作
- (2) 車両の運転業務(会員・センター所有又はリース以外の車両運転業務)
- (3) 高所作業(樹木高4メートル以上の剪定作業、2階以上の建物外側窓の清掃)
- (4) 樹木の伐採作業(ただし、伐採する樹木について発注者の同意が得られ、同意書を締結した場合は、その内容に基づき伐採できることとする。)
- (5) 屋根上での作業
- (6) 就業現場を確認し、危険と判断した急斜面での作業(草刈作業・除草作業・農作業)
- (7) その他、センターの損害賠償額が多額になることが見込まれる作業

2 センターの請負、派遣業務の中で、次の作業は労働関係諸法規等により公共機関からの認定や許可が必要なことから受注できない。

- (1) 港湾運送業務
- (2) 建設業務
- (3) 警備業務
- (4) 病院等の医療関係業務

(仕事の配分等)

第5条 センターは、受注した仕事について、就業を希望する会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について協議し、就業する会員の合意を得るものとする。

2 長期就業が見込まれる様な発注の場合には、1人が何日も就業するのでは

なく、交代で(月10～14日)無理なく就業できるような体制を作っていく。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第6条 センターは、その受注した仕事との関係において、就業する会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努めるものとする。

(就業上の留意事項)

第7条 会員は、就業にあたり、次の点に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事を誠実に履行すること。
- (2) やむをえない事情で就業できない場合は、事前にセンターへ届け出ること。また、就業先にも必ず連絡すること。
- (3) 就業上知り得た秘密事項及び発注者の不利益になる事項については、他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業時間は必ず守ること。
- (6) 来所者のある就業先においては、会員の方を事業所の一員としてみておりますので、言葉づかいや服装に気をつけること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第8条 会員が共同作業を必要とする場合は、次の点に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、その中から班長を互選し、班長は就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せ等を行うこと。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。

(3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。

(4) 就業会員が就業中、けがをし、又は病気にかかったときは、共同作業中の会員は、直ちに班長、センター又は発注者に連絡するなど応急の処置をとるようにすること。

(5) 就業先で苦情やチームワークをみだし、センターの会員として、ふさわしくないと判断した場合は、途中交代とする。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第9条 会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款に定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届け出なければならない。

第5章 損害保険

(損害保険)

第10条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」(以下「総合賠償責任保険」という。)約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、会員の自己負担額は総合賠償責任保険免責額とする。

2 会員の就業に係る故意又は重大な過失による賠償責任、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等総合賠償責任保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。その賠償額については、故意又は過失割合に応じた額とし、理事会で決定するものとする。

3 会員が就業中、公用車(リース車両等を含む)を使用して発生した損害賠償については、その車両の自動車総合保険で賠償を担保されるものとする。た

だし、会員の自己負担額は、総合賠償責任保険の免責額と同額とする。

附 則 (平成16年3月23日 議案第7号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成16年3月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(社団法人都城市シルバー人材センター規約の廃止)

- 2 社団法人都城市シルバー人材センター規約(昭和60年施行)は、廃止する。

附 則 (平成18年3月10日 議案第5号)

この規約は、平成18年3月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する

附 則 (平成23年12月26日 議案第8号)

この規約は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成30年10月10日 第2号議案)

この規約は、平成30年10月10日から施行する。

附 則 (平成31年3月18日 第2号議案)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。